

## 江戸川区家事・育児支援事業実施要綱

平成 31 年 4 月 1 日要綱第 64 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、3 歳未満の児童を養育している家庭又は妊婦が属する家庭に対して、家事・育児支援サポーターを派遣すること（以下「本事業」という。）により、当該家庭の負担軽減及び周囲からの孤立、産後うつ等の未然防止を図るとともに、支援が必要な家庭を適切なサービスにつなぐことで、要支援家庭への移行を未然に防止することを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 4 条第 1 項に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 児童を扶養（監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。以下同じ。）する父若しくは母又は父母に扶養されない児童を扶養する者をいう。
- (3) 家事・育児支援サポーター 産後ドゥーラ（産前産後の母子専門支援員をいう。）、ベビーシッター及び家事支援ヘルパー（家事、育児等の支援を行うヘルパーをいう。）をいう。
- (4) 要支援家庭 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）に規定する母子保健に関する事業若しくは事務の実施又は江戸川区児童相談所（以下「児童相談所」という。）の相談事業で把握され、育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題によって、育児に対する不安、孤立感等を抱える家庭で、江戸川区長（以下「区長」という。）が特に支援が必要と判断した家庭

### (対象者)

第 3 条 本事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する家庭とする。

- (1) 次に掲げる要件を全て満たしている家庭
  - ア 江戸川区内に住所を有していること。
  - イ 3 歳未満の児童を養育している家庭又は妊婦が属する家庭であること。
  - ウ 本事業を利用するときに児童等（3 歳未満の児童及び保護者又は妊婦）をいう。以下同じ。）が在宅できること（第 5 条第 3 項第 2 号及び第 7 号に規定する業務の利用をする場合については、本事業の利用開始時に児童等が在宅できること。）。
- (2) 区長が特に必要と認める家庭

### (実施主体)

第 4 条 本事業の実施主体は、江戸川区（以下「区」という。）とする。ただし、本事業の目的を十分に理解し、家事並びに子育ての支援に係る技能及び知識があり、次条第 2 項に規定する事務を適切に実施することができると区長が認めた事業者（以下「認定事業者」という。）に委託して実施することができる。

### (事業内容)

第 5 条 区長は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童相談所その他関係機関からの情報収集
- (2) 要支援家庭への移行の可能性がある家庭を適切なサービスにつなぐための体制の整備

- (3) 認定事業者への家事・育児支援サポーター派遣の依頼

2 認定事業者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 江戸川区民からの利用申請等の受付
- (2) 家事・育児支援サポーターの派遣
- (3) 別表の利用料金の収受及び管理
- (4) 区への実施報告
- (5) 家事・育児支援サポーターの統括管理を行うコーディネーターの設置

3 家事・育児支援サポーターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 食事の支度、片付け等
- (2) 食材又は生活必需品の買い物等
- (3) 衣類の洗濯
- (4) 居室の簡単な清掃及び整理整頓
- (5) 沐浴の補助
- (6) 第3条に規定する対象者の児童の世話
- (7) 通院等の付き添い
- (8) 育児に関する助言及び相談
- (9) 別表の利用料金の受領
- (10) その他区長が特に必要と認める業務

(利用時間)

第6条 本事業の実施時間は、原則として午前9時から午後9時までの間で、1回の訪問につき2時間以上とし、3歳未満の児童一人当たり96時間を年間の上限時間数（以下「上限時間数」という。）とする。ただし、双子の0歳児については、二人合わせて240時間を上限時間数とする。

2 前項の場合において、胎児は、0歳児とみなして同項の規定を適用する。

3 第1項の規定にかかわらず、本事業の実施時間について、区長が必要と認めるときは別に定める。

4 本事業の実施日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。）を除く日とする。

(利用の申請)

第7条 本事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、本事業の実施目的及び支援内容に同意をした上で、家事・育児支援事業利用申請書を区長に提出するものとする。

(利用の決定)

第8条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、家事・育児支

援サポーターを派遣することが適当と認めたときは、本事業の利用を決定する。

（利用者負担）

第9条 前条の規定により本事業の利用の決定を受けた申請者（以下「支援利用家庭」という。）は、自己負担額として別表に定める利用料金を負担するものとし、その負担分は認定事業者に支払うものとする。ただし、0歳児を養育し、又は妊婦が属する支援利用家庭は、上限時間数のうち0歳児（胎児を含む。）一人当たり14時間まで無償で本事業を利用できるものとする。

2 第5条第3項第2号及び第7号に規定する業務において、支援利用家庭は食材又は生活必需品の買い物等の代金、交通費等の実費が必要なときは、前項に規定する金額に当該実費を加算して、認定事業者に直接支払うものとする。

（取消料等）

第10条 支援利用家庭は、自己の都合により家事・育児支援サポーターの派遣の希望を取り消すときは、当該利用日の前日（この日が第6条第4項に規定する除外日及び土曜日であるときは、その前日）午後5時までに認定事業者に対し理由を付してその旨を連絡しなければならない。

2 前項に規定する連絡をしなかった支援利用家庭は、別に定める取消料を、認定事業者に直接支払うものとする。

（利用の中止等）

第11条 区長は、支援利用家庭が認定事業者又は家事・育児支援サポーターに対し、次に掲げる行為を行ったと認めたときは、利用の一時停止又は中止（以下「利用の中止等」という。）をすることができる。

- （1） 暴力、脅迫、詐欺その他犯罪行為又はこれに類似する行為
- （2） 政治又は宗教活動を目的とした勧誘等の行為
- （3） 営利を目的とした行為
- （4） 公序良俗に反する行為
- （5） 事実と異なる申請により第8条に規定する利用の決定を受ける行為
- （6） 前各号に掲げるもののほか、区長が特に利用の中止等をする必要があると認めた行為

2 区長は、前項の規定により利用の中止等をしたときは、家事・育児支援サポーター派遣利用（一時停止・中止）通知書により、当該支援利用家庭に通知するものとする。

3 第1項に規定する行為を行った支援利用家庭のうち、本事業による支援を利用した家庭は、別に定める費用（利用料金を支払っている場合は、当該費用から利用料金を除いた額）を支払うものとする。

（資格喪失の届出等）

第12条 支援利用家庭は、第3条に規定する対象者に該当しなくなったときは、家事・育児支援事業利用資格喪失届を速やかに区長に届け出なければならない。

2 区長は、前項の規定による届出を受けたときは、家事・育児支援事業利用資格喪失通知書により通知し、支援利用家庭に対する本事業の実施を終了する。

(資格変更の届出)

第 13 条 支援利用家庭は、第 7 条に規定する家事・育児支援事業利用申請書の記載事項に変更があったときは、家事・育児支援事業資格変更届を速やかに区長に届け出なければならない。

(支援実績の報告)

第 14 条 認定事業者は、家事・育児支援事業実施報告書を支援利用家庭ごとに作成し、毎月 10 日までに区に提出しなければならない。

(関係機関との連携)

第 15 条 区長は、本事業の実施に当たり、必要に応じて、認定事業者その他関係機関との連携を密にするものとする。

(情報収集の目的)

第 16 条 区長は、申請者が第 3 条に規定する対象者であるかの確認等、本事業の実施に必要な情報を収集することができる。

(個人情報の保護等)

第 17 条 認定事業者及び家事・育児支援サポーターは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 支援利用家庭の人格を尊重して業務を行うこと。
- (2) 支援利用家庭の安全及び衛生の保持に努めること。
- (3) 区との契約及びその他関係規定に基づき、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その業務を退いた後も同様とする。

(様式)

第 18 条 この要綱の施行について必要な様式は、江戸川区児童相談所長が別に定める。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、江戸川区児童相談所長が別に定める。

付 則 (省略)

別表 (第 5 条、第 9 条関係)

| 区分                                                   | 利用料金         |
|------------------------------------------------------|--------------|
| 支援利用家庭（住民税非課税世帯又は生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護受給世帯を除く。） | 1 時間当たり 500円 |
| 支援利用家庭（住民税非課税世帯又は生活保護法による生活保護受給世帯に限る。）               | 1 時間当たり 250円 |

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、同年7月1日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の江戸川区家事・育児支援事業実施要綱の規定に基づく事業（以下「本事業」という。）の委託に係る必要な準備は、施行日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この要綱の施行の際、改正前の江戸川区家事・育児支援事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）第8条の規定に基づき、利用の決定を受けた者については、本事業の年間の上限時間数から旧要綱に基づき利用した時間を除いた時間を年間の上限時間数とする。